

教職員の働き方改革プラン2017の概要

岐阜県教育委員会においては、教職員の適正な労務管理を行い勤務の適正化を図るために、次の3点に重点的に取り組むこととする。

まず、時間外勤務時間の上限を年720時間・月80時間とし、これを超える勤務の根絶を目標として掲げ、学校とともに、徹底した事務事業等の見直し、改善を断行する。

また、ハラスメントやメンタル不調などの事案を速やかにかつ確実に把握することとし、事案を把握した場合には事務局が学校と協力して調査等を行い、迅速な解決を図る。

さらに、これまでの人事配置・人事評価等を検証し、中期的な課題の解決に向けた「(仮称)岐阜県教育委員会人事ビジョン」を策定する。

そして、これらに具体的に取組むため「教職員の働き方改革プラン2017」を次のとおり定め、平成29年7月1日付けで事務局内に体制を整備の上、各項目の着実な実行を図る。

1 長時間勤務の解消

- (1) 正確な勤務時間の把握
- (2) 早期退勤日等の設定
- (3) 業務内容の徹底的な見直し
- (4) 部活動休養日の設定等
- (5) 外部人材配置の推進
- (6) その他

2 ハラスメントとメンタル不調等の速やかな察知と解決

- (1) 高ストレス職員の把握と指導
- (2) 事案の速やかな察知と解決
- (3) 管理職等のマネジメント力の向上

3 人事管理の検証と見直し

- (1) 人事管理の検証
- (2) 人事管理の見直し

4 市町村教育委員会に向けた取組

5 国に向けた要望

6 進捗管理